明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三　第一項第三十六号に掲げる場合　法第三十八条第一項に規定する業務報告及び附属明細書

四　［略］

5　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　略］

三　第一項第十四号に該当するときの届出

四　［略］

6　第一項第三十五号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

［一～五　略］

7　次の各号に該当する場合の届出は、当該各号に定める日から三十日以内に行わなければならない。

一　第一項第三十五号又は第二項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日

二　［略］

8　第一項第二十一号に掲げる場合において、信用金庫にあつては、法第五十四条の二十一第一項第二号から第四号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第二号に規定する特定子会社は、信用金庫の子会社に該当しないものとみなし、信用金庫連合会にあつては、法第五十四条の二十三第一項第十一号から第十三号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

9　第一項第二十号、第二十一号及び第二十四号から第二十六号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、金庫の子会社に該当しないものとみなす。

10　法第三十二条第七項の規定は、第一項第十一号、第十二号、第十六号、第十八号、第二十号、第二十一号及び第二十四号から第二十六号まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条　金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

［一～三　略］

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものを用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付

［イ～ル　略］

［五・六　略］

［2～5　略］

三　第一項第二十九号に掲げる場合　法第三十八条第一項に規定する業務報告及び附属明細書

四　［同上］

5　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

6　第一項第二十七号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は信用金庫代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

［一～五　同上］

7　［同上］

一　第一項第二十七号又は第二項第四号に該当する場合　不祥事件の発生を金庫又は信用金庫代理業者が知つた日

二　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

8　法第三十二条第七項の規定は、第一項第十三号の二から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条　［同上］

［一～三　同上］

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

［イ～ル　同上］

［五・六　同上］

［2～5　同上］